

精神病床の削減—厚労省検討会作業チームの動向

5 月 20 日、厚生労働省は「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」の第 3 回作業チームを開催。厚労省はこれまでの議論を整理し「精神医療の将来像と具体的な方策」として提示。長期入院する精神障害者の地域移行を進めるため、必要のない病床は削減するとした上で、病床で勤務していた医療スタッフについては、急性期病床や地域医療など、必要な医療に集約するとした。また、病床削減を推し進めるための財政的方策（病棟転換型居住系施設改修費用等）などを示した。

そのほか、今後の論点としては、▽「生活の場」に近い病床や患者が退院した後の精神病床の在り方▽長期入院精神障害者の住まいの確保—などを挙げた。

千葉潜委員（青仁会青南病院院長）は「病院が病床を減らしても食べていけるような裏付けがなければ、長期入院する精神障害者の地域移行は進まない」と主張。

葉梨之紀委員（日本医師会常任理事）は「現行制度では民間の精神科病院が自ら病床を削減するのはほぼ不可能に近い」と述べた。

野沢和弘委員（毎日新聞論説委員）は、今後の議論の前提として、病床転換型居住系施設の定義を明確にする必要があると指摘した。

権利条約に相反する病棟転換型居住系施設

国会内で反対集会



この日、国会内で障害者団体や支援団体などが集結し反対集会を開催（主催は「病棟転換型居住系施設について考える会」）。

愛知障害フォーラム（ADF）に幾度も足を運んだ尾上浩二氏（DPI 事務局長、政策委員）は「国連の障害者権利条約の真価が問われる課題」と強調。長谷川利夫氏（杏林大学教授）は「消費税増税分が建築資金に回ってしまう由々しき問題だ」と批判。その他、増田一世氏（やどかりの里常務理事）藤井克徳氏（日本障害フォーラム「JDF」幹事会議長）など我が国の障害者運動のリーダーや障害者団体が批判と反対の声をあげている。



権利条約は、障害者がおかれた厳しい現状を認識し、特別な権利ではなく同年齢の市民と同等の権利として、『障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現すること』や締約国の義務として、条約に違反する法律・制度や社会環境を改めることを定めています。世界の精神科病床の約 2 割を占める日本の精神科医療に WHO（世界保健機関）など国際的非難が強まっています。同じお店（精神科病院）で看板を替えるだけで「地域移行を進めている」「障害者権利条約を履行している」—国際的に通用しないことは明らかではないでしょうか？（堀場）